令４－１３肢エ

第１　肢の結論

正しい

第２　有印私文書罪偽造罪（１５９条１項）の成否

１．問題の所在

指名手配をされ逃走中の甲は，本名を隠してA会社に正社員として就職しようと考えた。そして，Bという架空の氏名を記載し，Bの印鑑を押したうえ，真実と異なる生年月日，住所，経歴等を記載して履歴書を作成した。もっとも，顔写真欄には甲自身の顔写真を添付した。この場合，甲に有印私文書偽造が成立するか。

甲は「行使の目的」で「他人Bの印書，署名」を使用して「事実証明に関する文書」である履歴書を作成している。一連の認識もあるので故意も問題なく認められる。

そこで，有印私文書罪偽造罪が成立するために，本件の行為が「偽造」にあたるか，問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

甲の行為は，「偽造」にあたる。したがって，甲の行為は，１５９条１項の構成要件に該当する。したがって，甲には，有印私文書偽造罪が成立するので肢は正しい。

（２）理由

ア．偽造の定義

前提として，「偽造」とは，作成者が作成名義を偽る行為である。なぜなら，有印私文書偽造罪の保護法益は，私文書に対する社会の信用である。したがって，文書の信用は名義の真正に及んでいると解するからである。

イ．作成者

作者者は，文書を作成した者，または作成させた者である。

本件，履歴書を作成したのは，甲である。

ウ．名義人

本件の履歴書の名義人は誰か。名義人とは，文書に表示された観念の主体であり，文書の性質で名義人を判断する。確かに，履歴書の氏名欄にはBと書かれているが，顔写真には甲自身の写真が添付されている。したがって，A会社としては，契約の相手方を甲と判断することができる。

実際に，甲自身が，労務を提供し雇用契約上の義務を果たすと考えられる。

そこで，履歴書の名義を甲とする考え方もあるが，採用できない。なぜなら，仮にこれが許されると履歴書に真実を書かなくてもよくなり，法益保護が図れないからである。したがって，履歴書の名義人は，氏名欄にあるBである。なぜなら，履歴書の作成は性質上，名義人本人しか作成できないものだから，氏名欄に書かれている者が名義人と解されるからある。

エまとめ

このように作成者と名義人が一致していない以上，甲は名義を偽っており偽造である。１５９条のその他の構成要件は問題ないため，甲に有印私文書偽造罪が成立する。

なお，Bは架空人の名であるが外形上，架空人であることはわからない。

したがって，法益侵害の危険性はあるので，犯罪の成否には影響ない。

以上